

(給付－19－1)

特定処分対象農地等を一定の施設の用に供する法人等の証明書

1 譲渡人の住所・氏名

住 所 _____

氏 名 _____

2 物件の表示

所 在	地 番	面 積	権利の種類	買取等年月日
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		

3 当該法人は次に該当する。(該当する番号及び「はい」又は「いいえ」の該当に○印)

(1) 一般社団法人	農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が総社員の表決権の過半数を保有していますか。	はい いいえ
(2) 一般財団法人	農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出していますか。	はい いいえ
(3) 株式会社	農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会がその法人の総株主の議決権(地方公共団体が保有するものを除く。)の過半数を保有していますか。	はい いいえ
(4) 持分会社	農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会がその法人の業務を執行する社員の過半を占めていますか。	はい いいえ
(5) 上記法人以外の団体	農業の振興に資する目的を有する団体であって、農業者が主たる構成員となっている一定の規約(注)を有していますか。	はい いいえ

(注) 「一定の規約」とは、代表者及び代表権の範囲、意思決定の機関及びその決定の方法、構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項について定めのある規約をいう。

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

法人名及び
代表者氏名

問合せ先
担当部署：
担当者名：
電 話：

(注) 一定の施設とは、農業用施設、農地等その他の農業資源を公衆の保健の用に供するための施設等をいう。農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構及び、農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体については当該証明書の作成は不要。